

**「令和4年度ふくしま12市町村移住支援センター起業関連記事制作及び  
情報発信業務委託」公募型プロポーザル募集要領**

## 1 業務の目的

「ふくしま12市町村移住支援センター」(※1)(以下「移住支援センター」という。)では、福島県内の12市町村(※2)(以下「12市町村」という。)への移住促進に向けて、移住希望者に対する移住促進施策を広域的に展開することにより、移住者の増加を図る取組を進めている。

本業務では、移住支援センターが設立以来進めて来た移住関心層への情報発信に加え、地方で起業を目指す人をターゲットとした12市町村での起業に関する支援制度や魅力を伝える記事を作成し、起業に関心のある層(以下「起業関心層」という。)に直接情報を届けることにより、この地域で起業する人を増やすことを目的とする。

※1:移住支援センターは公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が福島県より受託し運営する。

※2:12市町村とは、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を指す。

## 2 仕様

### (1) 委託業務名

令和4年度ふくしま12市町村移住支援センター起業関連記事制作及び情報発信業務

### (2) 委託費の上限

5, 500, 000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

### (3) 業務内容

「令和4年度ふくしま12市町村移住支援センター起業関連記事制作及び情報発信業務委託仕様書」のとおり。

実施にあたっては、移住支援センターと綿密な調整の上で進めるものとし、打合せを随時実施する。

## 3 主なスケジュール

内容	日時
プロポーザル募集要領をホームページにより公告	令和4年 9月20日(火)
質問書の提出期日	令和4年 9月27日(火) 正午まで
質問書への回答	令和4年 9月29日(木) 17時まで
参加表明書提出期日	令和4年10月 4日(火) 正午まで
企画提案書提出期日	令和4年10月 6日(木) 正午まで
審査(プレゼンテーション)	令和4年10月12日(水) (予定)
審査結果通知日	令和4年10月14日(金) (予定)

#### 4 企画提案書

(1) 企画提案書は、原則として事業者の特長を生かした自由提案とするが、以下の①から⑤までについては最低限盛り込むこと。なお、提案書は、日本産業規格A列4番、表紙を除き、①から⑤までを含めて30ページ以内とし、縦・横を問いません。また、企画提案書提出期日以降の企画提案書を含め書類の受け付けはできません。

①会社概要(第3号様式)

②業務実施体制書及び担当者経歴書(第4号様式、第5号様式)

③概算見積書(原本1部、コピーを企画書に添付してください)

※積算根拠が明確になるよう具体的に記載し、企画提案した業務に必要な経費を全て計上すること。

④主な受託事業(官民間問わず)の実績一覧(任意様式)

⑤暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第7号様式)

(2) 提出部数は紙媒体6部(正本1部、副本5部)、電子媒体1部とする。

(3) 企画提案書の提出に際しての留意事項

①提出書類の作成、プレゼンテーションに要する費用は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行いません。

②提出された企画提案書等は返却しません。

③提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例(平成12年条例第5号)に基づく情報公開請求の対象となります。

#### 5 契約予定者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(2) 審査方法

事前に提出を求める企画提案書に基づく、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れていると判断した提案者を契約予定者として決定します。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
1 業務遂行能力	25点	①業務体制 ②スケジュール ③業務実績
2 企画力	60点	①業務理解 ②企画性 ③独創性

3 プレゼンテーション	15点	①取組意欲 ②知識・経験・コミュニケーション
-------------	-----	---------------------------

## 6 募集要領等の入手

募集要領及び参加表明書等の様式については、移住支援センターのホームページからダウンロードして入手してください。

なお、移住支援センターの窓口又は郵送等での配布は行いません。

ふくしま12市町村移住支援センターホームページ

<https://fipo.or.jp/ijyu/>

## 7 質問の受付

### (1) 受付期限

令和4年9月27日（火）正午まで（必着）

### (2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、移住支援センター担当宛に電子メールまたはFAXにより提出してください。なお、送信後は併せて電話で移住支援センター担当宛に送信した旨をお知らせください。

なお、電話による質問受付は行いません。

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、移住支援センターのホームページに公表します。なお、個別の回答は行いません。

### (4) 回答期限

令和4年9月29日（木）17時まで

## 8 参加表明書の提出

### (1) 提出期限

令和4年10月4日（火）正午まで（必着）

### (2) 提出方法

参加表明書（第2号様式）を郵送、持参、FAXまたは電子メールにて提出期限までに提出してください。なお、FAXまたは電子メールの送信後は電話で移住支援センター担当宛に送信した旨をお知らせください。

### (3) その他

①参加表明書の提出が無い者の企画提案は受け付けません。

②参加者は、参加表明書（第2号様式）の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

③参加者は、複数の企画提案を行うことはできません。

④参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出願います。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和4年10月6日(木)正午まで(必着)

### (2) 提出書類

4の(1)から(3)に記載したとおり

### (3) 提出方法

郵送または持参(FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。)

## 10 プレゼンテーションの実施

### (1) 審査実施日

令和4年10月12日(水)(予定)※時間については、別途連絡します。

※提案者が審査会場に入室できる人数は3名以内とします。

### (2) 開催場所

※会場については、別途連絡します。

### (3) プレゼンテーションに係る注意事項

事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付、投影及び説明は認めません。また、審査委員会の指定の開始時刻に参加できない場合は失格とさせていただきます。

### (4) 結果通知

プレゼンテーションの結果は、後日書面によりプレゼンテーションに参加した提案者全てに通知します。

### (5) その他

①プレゼンテーションにて提出のあった書類等については、企画案の採用、不採用に関わらず返却しません。

②見積額は審査項目ではありませんが、審査の結果、上位2者が同点となった場合には低価格者を最優秀者として決定します。

③採用した企画提案内容を一部変更する場合があります。

④提出された書類等は、福島県情報公開条例(平成12年条例第5号)に基づく情報公開請求の対象となります。

⑤提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

⑥選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日(土曜日及び日曜日を除く)以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求められます。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

## 11 問合せおよび各種書類の提出先

〒979-1111

福島県双葉郡富岡町小浜553番地2 福島県富岡合同庁舎2階

ふくしま12市町村移住支援センター 移住支援部 広報課

(担当:福原、西嶋)

電話 0240-23-4367

FAX 0240-23-4295

E-mail: iju-shien@fipo.or.jp

## 12 参加資格に関する事項

プロポーザルに参加する者は、以下の要件のいずれも満たす者とする。

- (1)本委託の業務遂行能力を有すると認められる者であること(過去に本委託に類似する業務を実施した実績を有する者であること)。
- (2)提案資料の受付期間において、福島県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。
- (3)提案資料の受付期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く)であること。
- (4)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)または暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう)もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下これらを「暴力団員等」という)でないこと。
- (5)次のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ④ 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

### 13 不適格事項

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本企画プロジェクトに関する援助を直接または間接に求めた場合、その参加者を失格とします。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

- ①提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ②作成様式および記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ③記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤虚偽の内容が記載されているもの
- ⑥委託費の上限を超過しているもの

### 14 契約の締結等

#### (1) 仕様書の協議等

本業務に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行います。なお、提案内容のとおり契約するものではなく、仕様については、締結交渉の上で移住支援センターと受託候補者が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

#### (2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

#### (3) その他

この手続きに参加した者が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、または交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、審査結果において総合評価が次点者と契約の締結交渉を行います。